

## 衛生検査所業公正取引協議会会員規程

設定 平成 25 年 5 月 23 日 理事会決定

改正 平成 29 年 3 月 23 日 理事会決定

改正 令和 3 年 11 月 24 日 理事会決定

### (総則)

第 1 条 この規則は、衛生検査所業公正取引協議会（以下「本協議会」という。）の会員について必要な事項を定める。

### (入会)

第 2 条 衛生検査所業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則（以下「組織及び運営に関する規則」という。）第 5 条第 1 項の定める会員として入会しようとする者は様式第 1 号もしくは様式第 1 - 2 号又は様式第 1 - 3 号の入会申込書を会長に提出する。

2 入会の申込みがあったときは、理事会においてその可否を決定し、本人に通知する。

3 組織及び運営に関する規則第 5 条第 4 項の定める賛助会員として入会しようとするものは様式第 2 号の入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得て、入会する。

### (入会金及び会費)

第 3 条 組織及び運営に関する規則第 7 条及び第 6 条に定める入会金及び会費は、次のとおりとする。

区 分		入会金・会費		
会 員	入会金	10,000円		
	会 費	区 分	従事者数	金額（年会費）
			50人未満	50,000円
	50人以上	100,000円		

### (会費等の納入)

第 4 条 入会金は入会時に納入する。ただし、一般社団法人日本衛生検査所協議会会員については、入会金は免除する。

2 会費は、毎年 5 月末までに納入する。新規会員の初年度の会費は入会時に納入する。

3 衛生検査所を併設していない会員については、入会金及び会費を免除する。

(会員代表者)

第5条 会員として入会しようとする者は、組織及び運営に関する規則第5条の規定により、会員代表者1人を定め、様式第1号もしくは様式第1-2号又は様式第1-3号の入会申込書に記載して申し込まなければならない。

2 会員代表者は、衛生検査所の開設者若しくは開設者が指定する者より選任する。

(現況届)

第6条 会員は、毎年4月1日現在にて様式第3号もしくは様式第3-2号の現況届を作成し、毎年4月末日会長に届け出る。ただし、一般社団法人日本衛生検査所協会会員については、届け出は必要ないものとする。

(変更届)

第7条 会員は、次の事項について変更があったときは、速やかにその旨を様式第4号の変更届により会長に届け出る。ただし、一般社団法人日本衛生検査所協会会員については、届け出は必要ないものとする。

(1) 衛生検査所の名称、所在地及び電話番号

(2) 開設者の氏名(法人にあつては名称及び代表者)、住所及び電話番号

(3) 会員代表者の氏名、住所及び電話番号

2 賛助会員は、その氏名(法人にあつては名称及び代表者)、住所及び電話番号を変更したときは、速やかにその旨を会長に届け出る。

(退会)

第8条 組織及び運営に関する規則第8条の規定により、会員及び賛助会員が退会しようとするときは、様式第5号の退会届により会長に届け出る。

(本規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則

この規程は、令和3年12月1日から実施する。